

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第5回 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会
事務局(担当課)		保健福祉部 福祉総務課
開催日時		令和3年9月27日(月) 18時00分～19時19分
開催場所		豊島区役所本庁舎 8階 教育委員会室(オンライン開催)
議 題		1. 開 会 2. 議 事 (1) パブリックコメント結果の報告について (2) 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例について (3) 豊島区成年後見制度利用促進基本計画について 3. その他
公開の 可否	会 議	公 開 傍聴人数0人
	会 議 録	公 開
出席者	委 員	天貝勝己、飯田健太郎、石川敏之、井藤智子、岡孝、笠原美和子、岸和正、澤田潔、田中英樹、富永忠祐、橋本早苗、松浦初枝、松本紀生、吉田康二
	幹 事	福祉総務課長(総合高齢社会対策推進室長兼務)(事務局)、高齢者福祉課長、障害福祉課長
	そ の 他	社会福祉協議会地域福祉推進課長、社会福祉協議会サポートとしま室長
	事 務 局	福祉総務担当係長(計画)、高齢者福祉担当係長(地域ケア)、福祉総務課主事(計画)

<開 会>

委員長： ただいまから、第5回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会を開会いたします。
本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、前回同様、オンラインで行います。
発言の際の注意事項ですが、マイクをオンにし、挙手をして、名乗っていただいたうえで発言をお願いします。また、発言が終わりましたら、必ずマイクをオフにするよう、お願いします。
それでは、配付資料について、事務局よりお願いします。

事務局： （配付資料の確認）

委員長： 次に、本日の欠席者について、事務局よりお願いします。

事務局： 委員ですが、安倍委員から欠席のご連絡をいただいております。また、吉田委員につきましては、遅れてのご出席と聞いております。

また、区の幹事ですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、案件に関わる管理職のみ出席しております。

ご質問によりましては、後日の回答とさせていただきますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願いいたします。

委員長： 続きまして、本日の傍聴者について、事務局、いかがでしょうか。

事務局： 本日、傍聴の申込みはございませんでした。

委員長： 次に、第4回専門委員会の会議録について、事務局よりお願いします。

事務局： 資料1、第4回の専門委員会の会議録をご覧ください。こちらは、第2回の専門委員会において、速やかな会議録公開のため、委員長の確認後、区のホームページで公開することについて、ご了承いただいているところでございます。

委員の皆様におかれましては、内容をご確認の上、修正等がございましたら、いつでも構いませんので、事務局までお知らせください。公開している会議録の差し替え等の対応をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員長： それでは、議事に入ります。

<議題>

(1) パブリックコメント結果の報告について

委員長： 「(1) パブリックコメント結果の報告について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： （資料2説明）

委員長： 説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

(意見・質問なし)

委員長： それでは、本案件につきましては、11月1日開催の保健福祉審議会にて報告いたします。

(2) 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例について

委員長： 次に、議題の「(2) 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： （資料3-1、3-2説明）

委員長： 説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

委員： 2点ございます。

1点目です。国の成年後見制度利用促進専門家会議で出された、「次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ」を見ると、その大きな柱といいますか、方向性というのが、地域共生社会の実現を目指すというような言葉になっているかと思います。それを踏まえ、豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例の前文の最後を、「地域社会の実現を目指し」から、「地域共生社会の実現を目指し」に、書きぶりを変えていただくと、ありがたいです。

次に2点目です。第2条の(6)専門職後見人等の定義について、専門職からすると違和感があるのではないかと思います。家庭裁判所がいう専門職後見人というのは、司法書士、弁護士、社会福祉士でも、きちんと後見の研修を受けて、家庭裁判所に名簿を出して、その名簿から選ばれている方ということになりますので、名簿に登載されていない方は、家庭裁判所からすると、親族後見人と同じというような言い方がされていたかと思います。この第2条の定義には、行政書士も入っていて、名簿を出していないというところもあるので、その辺り、どのように整理するかというところが疑問点です。

委員長： 他の委員からも手が上がっておりますので、あわせて、先に聞いておきたいと思います。

委員： 第2条の(5)で、親族後見人等とありまして、「民法第725条に規定する親族であつて」という要件が書かれていますが、これは、725条に規定する以外の、親族以外の関係者を排除する意図があるのかどうか、質問させていただきたいと思います。三親等内の姻族以外で、いわゆる、家族という方はたくさんいらっしゃる、そういう方が後見人に選任されないということもないので、ここは実務的に改めなければいけないところかと思います。

委員長： 委員より、特に定義のところについて、3点意見が出ております。まず、前文の最後の書きぶりについて、事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： ここで委員の皆様から、地域共生の社会の実現という表現について、ご異議がないようでしたら、地域共生社会という表現に改めさせていただければと思います。

委員長： ではまず、前文の最後の「地域社会の実現」というところを、「地域共生社会の実現」という書きぶりに修文したいということですが、いかがでしょうか。異論がありましたら、挙手をして発言をお願いします。

(異議なし)

委員長： 異論はありませんので、前文の最後は「地域共生社会の実現」という書きぶりに修文します。それでは、2点目について、事務局よりお願いします。

福祉総務担当係長： こちらの表現については、区の法規を担当する部署から、この表現でどうかと提案があったものを、お示ししているところでございます。ただいま委員からご指摘のありました、家庭裁判所に名簿を出しているかどうかというところを踏まえまして、改めて法規の担当と確認させていただくということでもよろしいでしょうか。

委員： よろしくをお願いします。

委員： 今の部分について、もし原文をできるだけ活かして修文するとしたら、例えば第2条(6)の後段を「家庭裁判所により専門職として成年後見人等に選任された者」とすると、少し委員のご趣旨に近づきますでしょうか。

福祉総務担当係長： それでは、第6項の後段で、「家庭裁判所により専門職として成年後見人等に選

任された者」ということで、「家庭裁判所により」の後に、「専門職として」を追記する形でよろしいでしょうか。もし、委員の皆様がこちらでよろしいようでしたら、この形で法規に、専門委員会としての意見ということで投げ返したいと思いますが、いかがでしょうか。委員長、よろしくをお願いします。

委員長： 今ご意見ありましたとおり、「専門職として」という文言を入れて修文するというのは、いかがでしょうか。

委員： 確かに、名簿の話になると、定義が難しくなると思いますので、いわゆる司法書士の中にも、そうでない専門職もいるという意味合いで、そのように修文していただければ結構です。

委員長： 異論がなければ、今の扱いにさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長： それでは、3点目について、事務局よりお願いします。

福祉総務担当係長： 第5項、親族後見人の規定でございますが、そもそも(5)、(6)、(7)の規定を入れたほうがいいと、法規から話がありましたのは、第3条の第2項で、「成年後見制度の利用の促進は、親族後見人等の候補者に対する支援、専門職後見人等との連携及び区民」という表現が出てくるので、ここでその定義を入れたらどうかということで入れたという経緯がございます。

親族の定義について、私も不案内なところがありまして、法規に聞きましたところ、民法725条にあるとのことで、その条文を引っ張ってきているところでございます。何かを排除する意図があって、こういう規定をしたということはございません。何か足りないですとか、この定義の表現について、よりよいものがございましたら、ご教示いただけますと幸いです。以上でございます。

委員長： 家族の規定について、何か提案はございますか。

委員： 家族の定義というのはございません。姻族というのは、ご承知のとおり、離婚によって消えてしまいますので、非常に親しい方が後見人になったときの表現というのは、親族後見人と言っていいのかどうか、なかなか難しいところです。私の提案としては、この親族後見人等の定義規定を置かないで、親族後見人等と、そのまま流しておくのがよろしいのではないかと思います。

委員長： 他にご意見等、いかがでしょうか。

委員： 区民後見人は、親族後見人等の「等」に含まれると理解してよろしいのでしょうか。

福祉総務担当係長： 区民後見人といったときの区民というのは、定義の第7項の「区の区域内に住所を有する者をいう」という形になっていますので、確かに、委員がおっしゃるように、区民の方で親族という形は確かにあり得ますが、ここでいう区民というのは、特に区民後見人の方を指して、区の区域内に住所を有する者という形で定義を入れてございます。

委員： 今のご指摘は、第3条の2項の「区民の中から成年後見人等の候補者を育成し」というところに出てくるのではないのでしょうか。

福祉総務担当係長： そのとおりでございます。

委員長： それでは、親族後見人等の定義について、どのように表現できるのか、あるいは表現できなければもう入れないのか、どちらかになるとと思いますが、いかがでしょうか。

委員： 第2条(5)の親族後見人等の「等」は、保佐人や補助人を含む「等」だと思いますので、例えば、この定義規定をあえて外さずに入れるとしたら、同じように「等」を使って、「民法

725条に規定する親族等であって」というように、親族の後に「等」を入れるというのも一つの案かと思いました。

委員長： そうですね。親族後見人だけ定義を置かないというわけにもいかないのが、今提案のありました「等」を入れるという形に修文するというのは、いかがでしょうか。

委員： 定義をおかない方が、誤解が少なくて良いのではないのでしょうか。

委員長： 今のご意見について、皆さん、いかがでしょうか。

委員： 私の意見は、先ほど申し上げたとおり、親族後見人等の定義をおかないで、親族後見人等というのを本文中でぼかしておくのが無難かなというところです。

委員長： 他にはいかがでしょうか。

委員： 第3条で、親族後見人、専門職後見人、区民後見人に関することの表記がでてきますので、やはり、親族後見人に対する定義というの、何らかの形で入れておいた方が良いのではないかと思います。

委員長： 他に追加発言がございましたらお願いします。

委員： 親族後見人を定義するときの難しさとして、今の時代の流れでいうと、例えば、LGBTQのカップルのこととか、そういうことが含まれてくるのではないかと、推測しています。現場の感覚でいうと、それは困る方々がいらっしゃるだろうと思っていますので、そういうことも、ぼかしておいた方が良い理由に含まれるのではないのでしょうか。

委員長： 今のご意見につきまして、いかがでしょうか。

委員： 親族の範囲の問題で非常に難しい問題が含まれていますので、定義規定を置いた方が良いというご意見が多いのであれば、先ほどご提案のありました、親族の後に「等」を入れるという、定義規定を少し膨らますという方針はあるかと思っています。また、例えば、「親族その他のものであって」という形も、表現としてはあるのかと思っています。その辺りは、最後は、法務担当の部署の感覚にもよるかと思っています。

委員長： それでは、「親族等であって」と「等」を入れた形にするのか、あるいは「親族その他のものであって」と「その他のもの」を入れた形にするのか、表現上の扱いについては、法務担当の部署に伺うという形で、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長： 特に異論がないようですので、事務局、そのような扱いをお願いします。

福祉総務担当係長： 今、いただきましたご意見で、区の法規担当に確認いたします。ありがとうございました。

(3) 豊島区成年後見制度利用促進基本計画について

委員長： 次に議題の「(3) 豊島区成年後見制度利用促進基本計画について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： (資料2、資料4の説明)

委員長： ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

委員： 資料2のパブリックコメントの番号1に、「地域連携は必須である、様々な職種で起きている問題点等の洗い出しと、今後に向けた対策の検討をお願いしたい」というご意見がありまして、区の考え方として、「地域連携ネットワークとして、協議会を新たに設置し」とあります。

そして、計画の20ページには、「協議会の設置」というところで、「豊島区は新たに、専門職団体、関係機関、地域団体等により構成する、協議会を設置します」とありまして、次の21ページの図の、大きい外側の丸が協議会に該当するかと思いますが、この丸の左側に、障害者団体と高齢者団体があります。これは、障害者当事者やご家族等の団体、高齢者当事者等の団体という意味でしょうか。そうだとすると、協議会には、チームの構成員とされているような、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者といった、様々な職種の専門職団体は含まれていないように思うのですが、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： 協議会ですが、今後、利用促進を進めていくに当たり、当事者の方を含めて、入っていただいたほうがよろしいのではないかとということで、例示させていただいているところがございます。チームにつきましても、その方にとって、一番身近な方として、例示させていただいているところがございます。

委員： そうしますと、一番身近で関わっている介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者が、パブリックコメントにあるような、様々な職種で起きている問題点等の洗い出しを行うには、どのような形で行ったらよろしいのでしょうか。

福祉総務担当係長： 協議会のメンバーの外枠の一番左下のところに、社会福祉法人ですとか、そういったところに含まれてくるのかなと考えてございます。

委員長： 協議会の図にある社会福祉法人のところに、福祉サービス事業者や介護保険事業者が含まれているという理解ですね。

他にご意見等、ありますでしょうか。

委員： まず、16ページの今後の課題の6番目に、成年後見人等への支援とありまして、親族後見人や社会貢献型後見人、いわゆる区民後見人への支援について書かれていますが、専門職後見人が入っていないかと思えます。例えば、見出しのところに、専門職後見人以外の人とか、そういった表現を入れないと、この見出しだと、専門職後見人も包括されているように読めてしまいます。この点、指摘したいと思いました。

それから、24ページの「成年後見人等の養成・支援」の主な取り組みとして、1番目が社会貢献型後見人、いわゆる区民後見人の養成・支援、2番目が親族後見人等への支援、3番目が法人後見の促進とありまして、2番目の「親族後見人等への支援」のポツの3つ目に、専門職後見人等の記載があります。これは、専門職後見人という方がおられるのであれば、③として「専門職後見人等の活動支援」というような項目を立てられたらどうかと思いました。そうすると、3番目の法人後見の促進が、4番目になりますが、このあたり、ご検討いただけないでしょうか。

それから、26ページの最後に、アウトリーチ活動の説明がありまして、最終行に「支援者の方から積極的に訪問して支援を提供すること」とありますが、これは支援者の「ほう」からなのか、支援者の「かた」からなのか、どちらになりますか。もし、支援者の「かた」からということであれば、訪問するということに対する主語になりますので、支援者の「かた」が、にしたらどうかと思いました。

委員長： 3点ご意見がありました、3番目が一番回答しやすいと思えますので、事務局、まず3番目の回答をお願いします。

福祉総務担当係長： 支援者の「方」ではなく、支援者の「ほう」からということです。あくまでも訪問するのは支援者になりますので、その「ほう」が「方」と、どちらにも取れてしまいますの

で、そこは間違いがないように、「支援者から」という形で、「方」を取らせていただきます。

委員長： 「方」は削除して、「支援者から」という表現に修文するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長： 特に異議がないようですので、事務局、そのように修文をお願いします。

次に、1番目と2番目のご意見について、事務局、お答えをお願いします

福祉総務担当係長： 16ページの今後の課題、「⑥成年後見人等への支援」のところに、親族後見人等、社会貢献型後見人、区民後見人等に加えて、専門職後見人等を入れて、専門職後見人等の方への支援も必要だということで、一度ここで課題出しをさせていただきます。

それを受ける形で、24ページの「②親族後見人等」の中に含めているところを整理して、専門職後見人等という見出しがあったほうがいいのかどうか、委員長と相談させていただければと思います。

委員長： それでは、委員よりいただいたご意見を参考にしながら、修文させていただくということでよろしいでしょうか。

委員： お任せします。よろしくをお願いします。

委員長： ほかにご意見等ありますか。

委員： 16ページの⑤受任者調整のところの、「最も適切な成年後見人等を家庭裁判所が選任できるよう」という辺りと、「本人の状況に応じて、新たな成年後見人等候補者を推薦するなど成年後見人等の交代等への対応が求められます」という辺りは、中核機関と家庭裁判所との連携がとても重要になるところなので、「家庭裁判所の連携」という言葉をどこかに入れていただけるとありがたいなと思います。

それから、22ページの①の3行目に「高齢者や障害のある方等」とありますが、「者」を削っていただけたらと思います。

委員長： 2番目は単なる間違いだと思いますので、「者」を削除して、「障害のある方」に修文するというところ大丈夫だと思います。

1番目のご意見について、事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： 委員のご指摘の内容については、28ページの「③適切な成年後見人等候補者の選定」の2行目で、「家庭裁判所が適切な後見人できるよう、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができる仕組みづくりが必要となります」というところを受けて、適切な後見人候補者選定をする会議体を設置するとしています。

また、29ページの上からポツの二つ目、行の最後ですが、必要に応じて、「後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を」というところで、入れているところでございます。

委員長： 家裁との連携については、他の箇所でも触れているということですが、いかがでしょうか。

委員： 確かに、28ページに、的確に家裁に伝えるということが書かれてはいますが、もう一つ、専門職、親族、区民後見人それぞれの役割分担についても、家裁と認識共有を図る必要がありますので、こちらからの一方的な情報提供ではなく、家裁からも情報をもらわなければいけないという意味で、どこかに連携強化という言葉が入るといいかなという意見でした。

以上です。後はお任せします。

委員長： 連携強化というのは、当然のことだと思いますので、16ページでも触れるのかという点に

については、事務局で検討していただくということによろしいでしょうか。

その他、ご意見いかがでしょうか。

委員：細かい表現上の問題ですが、27ページの最終行に、「地域福祉権利擁護事業利用することはできず」とありますが、ここは、地域福祉権利擁護事業の後に「を」という助詞を入れなくていいのでしょうか。この後、「成年後見制度利用を検討する」とありまして、あえて「を」という助詞を使っていないようにも読めますが、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長：失礼いたしました。「を」を入れさせていただきます。修正いたします。

委員：それから、大変細かな話で本当に恐縮ですが、31ページの中ほどの「ただし」から始まる文章で、「または」とありますが、これは、前半は平仮名でしたり、後半は漢字でしたり、表記が混合しています。また、その下に「親族及び本人が申立てる」とありますが、「申立てる」には通常「し」という送り仮名を振ります。他にもいろいろありますが、いま一度、全体的にブラッシュアップしていただきたいと思います。

委員長：誤植等も含めて、もう一回ブラッシュアップしますが、本日は時間の関係もごさいますので、あとは、意見・質問票でご意見等をお寄せいただければと思います。

それでは、いただきましたご意見等を踏まえまして、11月1日開催の保健福祉審議会にて報告いたします。修正が必要な箇所については、取扱いを委員長である私に一任とさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長：それでは、そのようにいたしますので、よろしくお願ひします。

本日は、本専門委員会の最後の開催となります。これまでご発言のなかった方もいらっしゃるかと思います。この際、ご感想等いただければと思います。できれば、本日もご発言いただかなかった委員の方から一言ずついただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員：皆さん、細かいところをよく見ていらっしゃるって、なかなかその辺の細かいところまで気づけなかったというところがありました。もう少しプラスになる意見が言えればよかったのですが、勉強不足なところがありまして、お役に立てないところもあったかと思います。今後、精進したいと思います。

委員：最初、意味が分からないところがありましたが、何回か勉強させていただいて、中身が少し分かるようになりました。実際に成年後見人に関する相談を受けることもありますので、勉強になったのかなという感想です。どうもありがとうございました。

委員：専門の先生のご意見を聞かせていただきまして、大変勉強になったと思います。私どもは介護サービスを提供しておりますが、判断能力の低下した方や、身寄りのない方を含めて、成年後見制度等を活用される方が非常に増えてきているので、広く制度の周知、利用の促進を図るという方向性については、一事業者としても、進めていっていただきたいところでございます。

いろいろ勉強ばかりさせていただいて、なかなか積極的な意見が出せなかったのが、大変申し訳ないのですが、私としては、皆様のご意見を聞いて、大変感謝をしているところでございます。

委員：条例を制定して行うということは、非常に区としても重みがあるものだと思います。ただ、条例を制定し、それに基づく計画を策定したうえで、一番重要なのはこれからの取組です。成年後見制度の利用促進を図るために、どういう形で来年度から新規事業を行っていくのか、注

目されるところでございますので、区と一緒にやっていきたいなと思います。ありがとうございました。

委員長： これで、本日予定されていた案件は以上ですが、事務局から何かございますでしょうか。

事務局： 本日は、いろいろと貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

事務局から、いくつか、ご案内をさせていただきます。

まず1点目でございます。時間内にご発言できなかった意見やお気づきの点がございましたら、事前に送付いたしました意見・質問票を用いて、メール等でご回答をお願いします。期間が短くて大変恐縮でございますが、10月4日の月曜日までにお寄せいただければと思っております。

2点目ですが、資料5をご覧ください。こちらは、前回の専門委員会後に、委員の方から出された意見・質問の一覧でございます。後ほど、ご確認をいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

委員長： 専門委員会は今回で終了ということになりますので、最後に私も少しコメントをしたいと思っております。成年後見制度の利用促進については、今回、国が法律を制定して、積極的に進めているところですが、民法改正以前は、禁治産、準禁治産という制度がありまして、むしろ権利を抑制しているのではないかという問題意識がありました。それを高齢者、障害者の権利を守るものに変えていこうということで、後見人制度に衣替えをしたという経緯がありますが、まだまだ課題があるなという感じがします。

特に、保佐人や補助人の類型が増えていなかったり、任意後見制度が普及していなかったり、名称が変わっただけで中身はあまり変わっていないのではないかと感じてしまうところがあります。

今は認知症の高齢者が増大していますから、高齢者の特に財産をいろいろな形で守っていくというのは分かるのですが、では財産のない障害者はどうしたらいいのでしょうか。障害者が自分たちの権利を守れるような仕組みをつくっていくには、この成年後見制度だけでは不十分ですし、制度の中身も充実していかなければ、うまくいかないのではないかと思います。

これから新たに中核機関が位置づけられることによって、そういった課題を踏まえて、利用の促進が図られるようになることを期待して、これで専門委員会を終了したいと思います。皆さん、どうも長い間、ご苦勞さまでございました。

以上で、専門委員会を閉会といたします。

提出された資料等	<p>【事前配付資料】</p> <p>次第 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会 委員名簿</p> <p>資料1 第4回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会会議録</p> <p>資料2 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例（素案）及び豊島区成年後見制度利用促進基本計画（素案）に対するパブリックコメント結果について</p> <p>資料3 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例（素案）</p> <p>資料4 豊島区成年後見制度利用促進基本計画（素案）</p> <p>資料5 第3回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会における委員からの意見・質問一覧 第5回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会資料等における意見・質問票</p>
----------	---